

施設基準・診療体制等に関するご案内

当院では、診療報酬制度及び保険医療機関の施設基準等に基づき、当院の診療体制及び院内及び HP 掲示事項について、以下のとおりご案内いたします。

保険医療機関について

当院は、健康保険法に基づく保険医療機関の指定を受けています。

電子的診療情報連携体制整備加算 2 について

当院では、医療 DX を通じて質の高い医療を提供するため、以下の体制を整備しています。

- オンラインによる診療報酬請求を行っています。
- オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報を、医師が診察室等で閲覧・活用できる体制を整備しています。
- マイナ保険証の利用を促進し、診療に必要な医療情報を適切に取得・活用しています。
- 電子処方箋を発行する体制を整備しています。
- 電子的に診療情報を共有・活用するために必要な体制の整備を進めています。
- これらの医療 DX に関する体制を活用し、より安全で質の高い診療の提供に努めています。

明細書の発行について

当院では、医療の透明性を高め、患者さんへの情報提供を積極的に行うため、領収書の発行時に診療報酬の算定項目が分かる明細書は無償で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担がない方についても、明細書を無料で発行しています。明細書には、使用した薬剤の名称や実施した検査・処置等の名称が記載されます。ご家族等が代理で会計を行う場合の代理の方への発行も含め、明細書の発行を希望されない方は、会計の際にお申し出ください。

一般名処方について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある医薬品について、特定の商品名ではなく有効成分の名称を記載する「一般名処方」を行う場合があります。一般名処方により、特定の医薬品の供給が不足した場合でも、同じ有効成分を含む医薬品を選択しやすくなり、患者さんに必要な医薬品を安定して提供することにつながります。

なお、後発医薬品がある医薬品について、患者さんの希望により長期収載品（先発医薬品）を選択された場合には、国の制度に基づき、調剤薬局において選定療養費をご負担いただくことがあります。

ご不明な点やご希望がある場合は、医師または薬剤師にご相談ください。

長期処方・リフィル処方箋について

当院では、患者さんの病状や治療内容に応じて、28日以上長期処方を行うこと、またはリフィル処方箋を交付することが可能です。長期処方やリフィル処方箋の交付が可能かどうかは、患者さんの病状等を踏まえて医師が個別に判断します。

機能強化加算について

当院は、地域における「かかりつけ医」として、必要に応じて次のような対応を行っています。

- 健康診断の結果や健康管理に関するご相談に応じます。
- 必要に応じて、専門医や専門医療機関をご紹介します。
- 他の医療機関で処方されている医薬品を含め、服薬状況を把握し、必要な服薬管理を行います。
- 介護・保健・福祉サービスの利用に関するご相談に応じます。
- 必要に応じて、介護支援専門員（ケアマネジャー）等との連携を行います。
- 夜間・休日等の問い合わせに対応できる体制を整えています。
- 在宅医療が必要となった場合のご相談に応じます。
- 当院では、かかりつけ医機能の向上に必要な研修等を受講し、地域の医療機関や介護・福祉関係者との連携に努めています。

外来感染対策向上加算について

当院では、患者さん、ご家族、職員その他来院される方を感染症から守るため、院内感染防止対策に取り組んでいます。発熱、咳、咽頭痛、嘔吐、下痢その他感染症が疑われる症状のある方についても、受診歴の有無にかかわらず診療を行っています。感染症が疑われる場合には、感染拡大防止のため、必要に応じて一般診療の患者さんと時間的・空間的な分離を行うなど、適切な感染対策を講じた上で診療します。

また、当院では以下の取組みを行っています。

- 院内感染対策に関する委員会を定期的開催しています。
- 職員を対象とした感染対策に関する研修を定期的実施しています。
- 「抗微生物薬適正使用の手引き」等を参考に、抗菌薬の適正使用に努めています。
- 飯塚市医師会及び地域の医療機関等と連携し、地域全体の感染対策の向上に努めています。

感染防止のため、受診方法や待機場所等についてご協力をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

時間外対応体制加算 1 について

当院では、継続的に当院を受診されている患者さんからの診療時間外の電話等による問い合わせに対し、医師または看護師等が常時対応できる体制を整えています。診療時間外に病状の変化などについてご相談が必要な場合は、当院までご連絡ください。連絡先：0948-57-0355

なお、電話での相談内容や患者さんの状態によっては、救急医療機関等への受診をお願いする場合があります。

在宅療養支援診療所について

当院は、在宅で療養される患者さんが安心して療養生活を継続できるよう、必要な体制を整備した在宅療養支援診療所です。通院が困難で在宅療養が必要な患者さんに対して、患者さんの病状や療養環境等を踏まえ、訪問診療や往診を行っています。また、在宅療養中の患者さんについて、緊急時の連絡体制や必要に応じて往診できる体制を確保し、地域の医療機関、訪問看護事業所、介護事業所等と連携して在宅療養を

支援しています。患者さんやご家族のご希望、病状等を踏まえ、在宅での看取りにも対応しています。

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）について

医療従事者等の人材確保及び処遇改善を図り、地域において安定した医療提供体制を維持するため、診療報酬制度に「外来・在宅ベースアップ評価料」が設けられています。当院では、国が定める施設基準に基づき「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」を算定しています。当該評価料による収入は、制度の趣旨に基づき、対象となる職員の賃金改善等に充てています。

外来・在宅物価対応料について

医療機関における医療材料費、光熱水費、委託費その他の物価上昇に対応し、地域における医療提供体制を安定して維持するため、令和８年度診療報酬改定により「外来・在宅物価対応料」が設けられました。当院では、国が定める診療報酬制度に基づき、初診、再診及び訪問診療等の際に外来・在宅物価対応料を算定しています。患者さんに安心して医療を受けていただける診療体制を維持するための制度ですので、ご理解をお願いいたします。

当院では、今後も診療報酬制度及び関係法令等に基づき、必要な診療体制の整備と適切な情報提供に努めてまいります。

ご不明な点がございましたら、受付までお問い合わせください。

令和８年８月１７日

吉原医院 院長